



*いじめ問題に対して、組織的かつ迅速な取り組みを実践していくために、「いじめ対応チーム」を設置する。
 なお、「いじめ対応チーム」は以下の項目について主体的に対応する。

(なお、「いじめ対応チーム」構成員は「教育相談委員会」委員と同様とするが、事態に応じて構成員を追加する。)

- 1 「学校いじめ基本方針」の見直し・改善
- 2 いじめ問題に関する年間指導計画の立案・実施・改善
- 3 校内研修会の企画・実施
- 4 いじめに関するアンケートの実施、結果等情報の分析・提供
- 5 いじめが疑われる案件の事実確認・判断、いじめが発生した場合の対応等の決定、地域連携機関への連絡・協議 (※いじめ発生を認知した時は、必要な構成員を加えて『緊急対策会議』を開催するとともに、調査班・対応班を設置して事態の解決に当たる。)
- 6 配慮を要する生徒・保護者への支援方針の決定